

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

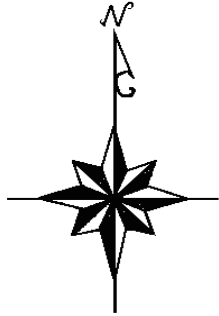
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起点 終点	
青2255号線	青梅市日向和田1丁目22番1 青梅市日向和田1丁目21番2	別記図面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市日向和田1丁目地内



一部廃止する部分



一部廃止後の路線

延長（廃止部分）39.63メートル



議案第9号付属資料

市道路線の一部廃止資料

議案 番号	路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分				
		延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m ²	道路部面積 m ²
9	青2255号線	39.63	2.12	0.91	36.38	36.38